

○総務省訓令第 号

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令

放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件（法第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の5第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第4号イ及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。</p> <p>〔(1)～(8) 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>(9)</u> 〔略〕</p> <p><u>(10)</u> 〔略〕</p> <p><u>(11)</u> 〔略〕</p> <p>別紙1（第3条関係）</p> <p>第3条<u>(10)</u>による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</p>	<p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(8) 同左〕</p> <p><u>(9)</u> 自由享有基準第12条において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。</p> <p>北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県</p> <p><u>(10)</u> 〔同左〕</p> <p><u>(11)</u> 〔同左〕</p> <p><u>(12)</u> 〔同左〕</p> <p>別紙1（第3条関係）</p> <p>第3条<u>(11)</u>による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</p>

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。